

第2回秋田県受動喫煙防止条例に基づく検討委員会 議事概要

1 日 時 令和6年10月1日（火） 午後6時～7時25分

2 場 所 秋田県議会棟 特別会議室

3 出席者

委員：一般社団法人秋田県医師会 副会長 三浦 進 一
秋田商工会議所総務企画部 部長 伊藤 公 一
日本赤十字秋田看護大学看護学部 教授 佐々木 久美子
秋田県飲食業生活衛生同業組合 理事長 齊藤 育 雄
秋 田 県 小 児 保 健 会 理 事 小 松 真 紀
由 利 本 荘 市 副市長 三 森 隆
事務局：秋 田 県 健 康 づ く り 推 進 課 課 長 佐々木 佳奈子 ほか

4 議 事

（1）報告

- ①受動喫煙防止に関する条例を制定している都道府県の状況
- ②秋田県受動喫煙防止条例の「経過措置」の継続を求める請願に関する資料

（2）協議

- ①受動喫煙防止対策の今後の取組の方向性について
 - ・既存特定飲食提供施設の経過措置に関する事項について
 - ・受動喫煙防止対策について

議 事 概 要

(開会宣言、健康づくり推進課長のあいさつに引き続き、議事を開始した。)

(議事(1) 報告①から②について、事務局から資料1、2により説明を行った。)

○齊 藤 委 員 請願について、飲食業関連の生活衛生同業組合6団体連名で請願書の提出をお願いした。県議会議員全会派の方々から賛同いただき、請願を出させてもらったことを補足したい。

○佐々木委員 この請願書を読むと、当分の間、あるいは国の方向性を注視しつつ、しばらくの間、現状と同様の措置をとるということだが、時期を定めないことで何か発展するものがあるのか。曖昧な形でいいものかと疑問に思う。

○齊 藤 委 員 各県の条例を読んでもらえればわかるが、秋田県だけが認めない、できないと書いてある。大概是、努力義務やお願いするなどの言葉である。国の法律がまだしっかりしてないのに、秋田県だけ突出しているような印象。繁忙期にアルバイトを使って営業しているような規模のところは秋田県では80%以上ある。

したがって、これを4月から始めると、忙しい時にアルバイトを使えなくなるか、社員に辞めてもらわないといけなくなる。そのくらい重い条例であることから、飲食業に関する6団体がこれだと困る、人を解雇した上に、コロナで3年もつぶされて、生き残った人が何とか頑張っている中で来年4月に(経過措置の期限が)到来する。そうなれば廃業するしかないというのが現実の声だ。そうしたところをご理解していただけると、曖昧のところが出てくる。

○佐々木委員 今の話を聞いて現状がよく分かった。ただし、私自身外食をする際に、あまりたばこを吸っている飲食店に出会わないので、そうした措置が講じられているのだろうという思いである。

○齊 藤 委 員 この条例ができたときから、私の業界でも極力分煙という言葉にこだわってきた。お子さんがよく出入りするようなお店では、たばこは止めてもいいのではないかという指導もした。お子さんを連れて行くようなファミリーレストランは当然止めたほうがいい。時間制を設けたり、お昼のラ

ンチなどでお子さんを連れてくるなど、そうした時はやはりいけない。規制した方がいいと業界として指導している。レストランや食事をメインにしているようなところではほとんど時間制で禁煙にしているが、アルコールが入るような夜のドリンクタイムの方にはたばこは大丈夫と指導している。

○三浦委員長 ここで言う従業員というのは主に 20 歳未満となる。20 歳未満がよく分からず、たばこを吸うお客さんが来るお店で働いてタバコの煙を浴びる。お金が欲しくてアルバイトしただけなのに我慢しないといけない。そういうことがあってはならないということが東京都あたりから始まった。本来私たちの感覚からすれば、たばこを吸わない人、若い人、特に女性の約 60% はたばこを吸える店では煙が付着するから遠慮するというデータもある。(禁煙により) かえってお客さんは増えるのではないか。喫煙率が下がっており、たばこを吸わない人も多いとすれば、これからの課題として飲食店業界の皆様にはご理解をいただくようにしていかなければならないと思う。

(議事(2)協議のうち、既存特定飲食提供施設の経過措置に関する事項について、意見交換を行った。)

○齊藤委員 追加配布した資料について説明をする。前回の第 1 回検討委員会の議論の中で委員の方から、現場の声が一番だという発言をいただいたことから、現場の声も皆さんにお伝えしないといけないと思いアンケートをとった。飲食業組合 250 名と社交飲食業 111 名の方々にご協力を得ながら、郵送による配布、ファックスや Web などで依頼した。8 月 30 日から 9 月 15 日までの期間で行い、回答数 246 通のうち、郵送が 105 通、FAX が 6 通、Web が 135 通であり、回答率は 68% だった。調査項目は、現在の経営状況、秋田県受動喫煙防止条例及び経過処置の認知度、お店の喫煙環境が現在どうなっているかについて調査させていただいた。調査結果について、問 1 では居酒屋、ダイニングバー、レストラン・食堂、バー・スナック・キャバレー・ナイトクラブのほか、喫茶・カフェ、ラーメン屋、お寿司屋、中華、その他の新しい形態のお店など、様々なところの会員に依頼を行い、居酒屋、バー・スナックなどの回答率が高かった。次の問 2 秋田県受動喫煙防止条例については、知っていると回答した方が

89%でかなり多く、知らないという方が11%だった。3問目に、秋田県受動喫煙防止条例の中で、小規模飲食店には経過措置があることを知っていますかとの問いでは、知っているが75%、知らないが25%であり認知度はあると思った。また、第4問目として、2025年4月以降、条例の経過措置が終了することによって、以下の項目に当てはまる飲食店は全面禁止にしなければならないことを知っていますか。これも知っているが結構多く、知らないが32%。次に、現在経営されている飲食店の喫煙境についてお伺いしますの問では、喫煙可能店が56%。喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室のいずれかを設置しているが10%。喫煙目的施設はほとんどなくグラフを見ていただきたい。

一方で、喫煙可能店と回答した方だけに、親族以外の従業員はおりますかとお聞きしたところ、喫煙可能店を経営する飲食店の中では、従業員を雇用している割合が56%と最も高い。また、将来雇用する可能性があると答えた人は8%、合わせて64%が従業員を雇用、又は雇用する可能性があるとしている。半分以上、約60%が何らかの形で雇用している状況である。次に、従業員がいる、将来雇用する可能性がある方にお聞きし、経過措置が終了すると全面禁煙、親族以外の従業員は解雇、店内に喫煙室を設置のいずれかの対策が必ず必要になりますが準備はできていますか。これは準備ができていないと回答した割合が69%と最も高く、わからないが19%と合わせると88%が経過措置終了後の対策がほとんどできていない、もしくは検討できていないということが分かる。また、準備ができてない、わからないと回答した方に、理由をお聞きしたら、売り上げ減少、経営悪化の懸念と回答した割合が一番高く、喫煙目的のお客離れの懸念や店の規模によるスペースの関係から（喫煙専用室を設置）できない、このような回答が出ている。

また、問7で準備ができてい、準備ができてない、わからないとした回答の方々に、経過措置の終了は困りますかとお聞きしたところ、93%が困りますとの回答が出ている。これは飲食業界だけかもしれないが、真摯に受けとめていただきたい。

現場の声では、県条例の認知度は大体9割はあることがわかり、経過措置については3割が知らないという実態が出てきた。多くの組合員が経過措置の延長を求めているのは、このアンケートで一目瞭然だと思う。

○伊藤委員 経過措置が終了してしまうと困りますかについて、93%というのはほぼ100%困るということだと思う。これに加えて、資料2 請願書の請願理由の

記載では、コロナなどを受けて今一度奮起しようとしているタイミングであること、雇い止めなど、こうしたことが背景にあるのではと思う。確かに認知度という点では、県が対策や周知をして認知度が高まっているが、様々なことがあってできなかったところが見て取れるのではないかと、この資料を見て感じた。やはりこの条例に最も関わってくるのがこうした方であることから、現場の声を聞くべきだと資料を見て思った。

○三浦委員長 この中の喫煙室の設置スペースがないっていうところは、永久に喫煙室は設置できない。スペースがないという理由で、喫煙可能店で残る。我々の認識では、喫煙室が部屋の中にあるだけで、その周りはたばこ臭い。扉を開けていくら換気しても、髪の毛などにたばこの煙は付いてくる。喫煙室は是非作らないで、外で吸うようにしていただければありがたい。最近のお店は外に灰皿置いていると伺った。敷地の中、駐車場のようなところで（周囲の）環境に配慮する。皆さんがそのような意識を持っていれば、これは解決するのではないかと考えている。

○齊藤委員 先生が仰ることはもっともである。一方で、たばこ税の2%は喫煙環境に使っていただくよう厚労省から来ている。知事に確認したら、国の言うとおりに使わなくても良いと答えた。私が知事に話したことは、観光で来られた方が4時間も新幹線に乗ってきて、駅で降りたらタバコくらい吸いたいだろう。近くに喫煙所を作ってください、お金がないと言うなら、たばこ税の2%をたばこを吸う環境のために使ってくださいと厚労省から来ている。そうした観光客の利便性を図るためにも、駅前などの人通りの多いところでなくても良いから、きちんとした喫煙所を作ってくださいとお願いした。しかし、作らない、灰皿撤去だと、この前も言った通り乱暴だ。同じ県内でも横手市では、たばこ税の2%を使って、駅前などに綺麗な喫煙所を作っている。どうして同じ県内で秋田県や秋田市では全然駄目で、横手市では作る。この辺が私は理解できない。先生が今言ったように私のお店には外に灰皿がある。それは私の敷地内だからいい。道路上には置くと駄目な訳だ。それはおかしいのではないか。公共の土地などに喫煙所を作っていただければ、常識のない人ばかりでないので、そこでたばこを吸って、他では吸わないようになど、配慮は普通にしてくれると思う。そういう喫煙する場所を全部カットして、市内から全部灰皿が撤去され仕方がないから、吸って捨ててしまう。（喫煙者の）問題も確かにあるが、喫煙する環境を作ってあげることが最高だと思う。小学校や中学校、大学、病

院で吸わせると言っている訳ではない。そうしたところをご理解いただきたい。

○三浦委員長 2、3日前に、こまちに乗ったが喫煙所はある。電車降りた方には吸えるところはあると思う。昔、健康増進法ができたときに、アルヴェで路上喫煙禁止という立て札ができた。ところがそう言いながら、アルヴェにたばこを吸える場所はある。あまり宣伝してないのかもしれないが。そうした対策もきちんとやっているところもあり、多くの都会では、どこかしらに吸うところがあるのは事実。そうした対応を今後、県や各市町村に求めていくかどうかということだ。ただし、路上喫煙は健康増進法上、配慮が必要になっていることから、どういう形で安全になるかということ。以前コロナで3密になるため、あちこちの喫煙室がほとんど閉鎖された。たばこはともかく、コロナをうつしては困る。コロナが下火になってきて、またオープンしているところもあるのだろうと思う。

齊藤委員の仰ったご意見はもっともだと思う。安全に吸える場所が、必要だということはあると思う。由利本荘市では喫煙できる場所はどうなっているか。

○三森委員 市で設置した喫煙所は今のところはない。今回の請願に関する経過措置の継続と喫煙環境の整備というのは別の話である。

○佐々木委員 この件は、あくまでも県議会の議決を経た上でのものと認識してこの会議に臨んでいる。アンケートをとられて、こうした実態だということはいくわかった。もう少し踏み込んで知りたいと思ったところが、問9の2025年4月以降、経過措置が終了してしまうと困りますかという問いに対して、93%の方たちが困ると仰っている。では、その方たちはいつまでだったら対応できるのかというところが疑問に思った。また、どのようなお店の方たちがそうした回答をしているのか知りたい。先ほど齊藤委員から、お昼など子どもたちが来るような時間帯では喫煙しないという使い分けもしていると伺ったが、どういったお店の方たちが、そのように回答しているのかということもさらに教えていただけると理解が深まると思う。

○齊藤委員 経営者の方には、禁煙の方もおり喫煙する方もいる。経営者の個々の経営の仕方では若干違ってくるところがあると思う。お子さんがいたらだめだということは当然のことだ。この条例が出たときに、喜んで禁煙にしたお

店も多くある。こうした条例が出たから禁煙にする。そういう経営者の方々もいる一方で、これでは困るというところもある。あの当時から、たばこの嫌いな方はこうした一環で店の全てを禁煙にしたり、一方で売り上げが落ちたので戻したという方もいる。実際の例として、約 1,000 店舗ありお子さんも入るファミリーレストランで一番初めに全面禁煙にしたところ、売上がどんどん落ちた。夜の方のドリンクの売り上げがあまりにも落ちたため、夜の方は喫煙を可能にしたという、そうした状況もある。

○三浦委員長 私の追加資料を説明する。1 つは厚生労働科学研究費補助金を使った「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」。これは各地の受動喫煙防止条例の内容比較ということで、興味のある方は後でご覧いただきたいと思う。この 4 つの分類が表紙のところに書いてあり、1 番目に飲食店等への罰則強化、健康増進法を補う。中でも東京都、千葉市、埼玉県はいずれも働く人を守る観点から、従業員の有無を基準に規制対象を定めた上で罰則を設けている。2 番目に 20 歳未満、子どもに焦点を当てた条例。3 番目に屋外の受動喫煙、公園や路上での喫煙禁止。4 番目に加熱式たばこに対して規制を加重する。これらをまとめたカラー刷りの各地の受動喫煙防止条例の資料があるので、これをご覧いただきたい。罰則があるところもあり、秋田県に先駆け、東京都、千葉市、大阪府あたりで条例ができています。従業員を使用する飲食店を規制するということが多い。この下の方の棒グラフでは、まだコロナが始まって大変な時期だった部分だが、2020 年 1 月と 2021 年 5 月を比べ、禁煙の飲食店の割合がどのくらい増えたか。特に、東京都は条例が早くできたため、オリンピックのこともあり早く浸透したと思うが 19% 増えている。秋田県は 12.6% 伸びたというそうしたデータである。ただし、コロナがこの後ひどくなったため、またデータを取ったらどうなったかは分からない。

裏のページの子どもに焦点を当てた受動喫煙防止条例では、こうした様々なものがある。前回もご紹介したが、東京都では子どもの児童虐待防止法から発展したものだが、子どもの受動喫煙防止条例というものがある。努力義務だが、車の中やお部屋の中でも、子どもさんがいるところでたばこを吸ってはいけない。こうした形で、子どもさん、特に病気の方、妊婦さんを守るというような視点が必要だと思う。秋田県は、他に先駆けて、加熱式たばこ、指定たばこという名前で国の法律になっているが、これを吸える喫煙室を設置しないように努力義務を設けている。これはあの当時、最先端の方だったと思う。その次のシートは、これも同じく厚労省の研究費

補助金を利用した大阪大学の村木先生がまとめたもの。飲食店における受動喫煙防止対策。キーファクト、要約では、受動喫煙のために年間 1 万 5000 人が死亡している。従業員や受動喫煙の健康影響が特に懸念される者を受動喫煙から守る必要がある。飲食店は改正健康増進法の全面施行後も受動喫煙機会の上位に位置する。改正健康増進法の全面施行により、飲食店の屋内禁煙化は促されたが十分ではない。飲食店の受動喫煙防止対策として、屋内全面禁煙が最適である。こうした内容が次に書かれている。受動喫煙防止条例、健康増進法改正もそうだが、禁煙化の予定がなかった店も、多くはないが禁煙化を選ぶようになった。そうしたところが 16.8%だったことが、右下の表に書いている。裏のページに進むと、取り組むべきことについて、飲食店の経営者の皆様にということでごここに書いている。期待された効果、これ実は外国で明らかになったことだが、受動喫煙、要するに人前でたばこ吸うなということ突然やりだした街があった。一般の職場はそれまでと同様だが、レストラン、居酒屋、バーに受動喫煙しないようにと求めたところ、病院に入院される方がこれだけ減ったという驚くようなデータが出て、世界中で話題になった論文である。5 番目のよくある疑問や反論についての Q & A として、飲食店を禁煙にすると売上が落ちるのではないかと。全面禁煙化後の営業収入、売上、課税対象収入の変化について、バーは確かに減少しているところもあったが、レストランに関してはあまり変わってない。飲食店が法律で全面禁煙化された国では飲食店の売上に変化がなかったと報告されている。日本でも愛知県の店舗や大手ファミリーレストランでの検討から、全面禁煙化による売上減少はないと報告されている。これは女性客、家族客の増加や回転率の上昇などの結果と考えられる。喫煙率低下や感染症の流行などの社会情勢による売上減少を避けるために、一部の客層への依存度を下げる工夫が必要。こういうデータもあることをご承知おきいただきたいと思います。

○齊藤委員 先生のそのデータは確かに学者の論文だろうが、真逆の論文を書いている方もおり、どちらが整合性あるかは分からない。先ほど私が言ったことと真逆のことを仰ってますが、先ほどお答えしたファミリーレストランで全面禁煙して売上減少してまた戻したという事例がある。どちらが正しいということではなく、その事業や業態に合うか合わないかだと思います。

○小松委員 小児保健会としては、コロナの影響や喫煙により経営にどのような影響があるか論文だけではわからないことなので、その点についてのコメント

は差し控えさせてもらいたいと思う。先ほど佐々木委員の方からもご質問があった問9の困るということについては、やはりいつまでかということが具体的にある方が議論できると思う。例えば、1年なのか、また1年後にも同じ結論になるのか。何年までということがわからないので、もし、アンケートで追加するならば、そうした具体的なところも必要なのではと思う。

○三浦委員長 この経過措置を延ばすならどのくらいか。そのように踏み込んだご発言だった。齊藤委員いかがか。

○齊藤委員 業界としては一番最初に申し上げたとおり、国で決めたことには従う。国で喫煙関係はこのようにしましょうと全国一律で決めていただければそれに従う。私が第1回の委員会でも申し上げたとおり。役所の方はきついところを抜粋している。資料1をよく読んでいただければわかる。秋田県が特別にきつい。東京都も同じか。

○三浦委員長 空港や駅舎の中というのは秋田県独特のものである。

○齊藤委員 確かに羽田空港も若干喫煙室少なくなったが、新たなところには増設している。

○三浦委員長 秋田空港も外には吸えるところはある。

○齊藤委員 話が逸れてしまったが、1番初めに申し上げたとおり国の方には従う。秋田県だけがナンバーワンにならなくても良いのではないか。

○三森委員 今までの話を伺った中で感じたことは、もはや経過措置の延長の話ではないのではないかという気がしている。秋田県が他の都道府県に比べて厳しい内容になっていることは、この資料でもわかる。もはや1年、2年頑張ったから解決する問題ではない。今回の請願については、経過措置を延ばしてほしいという内容になっていたが、どちらかというと、内容の見直しを求めた方が良いのではという感じでさえした。先ほども申し上げたとおり、喫煙環境の整備、禁煙あるいは分煙をどうするかという問題と、今回請願が出ている経過措置の延長を何年にするか、あるいは延ばすか、延ばさないか。その問題とは分けて議論しないといけないのではないか。

○三浦委員長 条例そのものの存続にかかるご発言かと思うが、いかがか。経過措置の年限を区切らないか、あるいは何年とここで提言した方が良いのではないのか。

○佐々木委員 最終的にそのようになるかもしれないが、問題としているところが違っているように思う。私は公衆衛生看護の教員であるため、地域の住民たちがいかに元気で健康にというところが主眼になってくる。そうした時に、やはり受動喫煙というのは非常に健康によろしくないという認識でいる。県の方でもそうした認識の中で、少しでも元気な県民を育てたい、(環境を)作っていききたいと思って頑張っていると思う。ただし、齊藤委員のお話を伺うと、切実な経済的な話になってくる。そこに踏み込んで意見を交わすには、土俵が違ような気がして先ほどから話を伺っていた。ただし、言えることは委員長が示したデータは私も目にしており、それに基づき県民の健康を守っていくということで秋田県では対応している。どの市町村もそのように対応していると私は思っている。学生が実習に行くと、そうした取組を各行政はしている。元気で年を取るという生活を作っていくためには、やはり必要なことなのではないかと思う。

○三浦委員長 ここに来て、経過措置の打ち切りは難しいという雰囲気になっていると思う。私としては、年限を今回の委員会からの参考意見としてつけて良いのではないかと思うが、いかがか。

○齊藤委員 延長をしていただけるのであれば、皆さんの考えが延長の方に向かっていようなので、できれば5年ぐらい延長していただけると有り難い。

○三森委員 そもそもこの県条例は、県民の皆様の健康的な生活の確保のために、受動喫煙を防止するという目的で制定されている。その制定の趣旨からすると、経過措置というのは延長すべきではないというのが原則だと思う。しかしながら、小規模な小売店はコロナ禍による影響を非常に大きく受けたため、受動喫煙防止対策が遅れてしまっていることも十分理解できることから、コロナの分については、経過措置の延長もやむを得ないのではないかと感じている。現状では、国の健康増進法の定めもあり、秋田県は健康寿命日本一を目指しているということで県条例を制定したわけであり、今さらこれを後戻りさせるわけにはいかないと思う。したがって、今回、例

えばコロナ禍を理由にして、何年か経過措置を延長するものにしても、条例を定めた以上、これ以降のさらなる延長はしてはいけないのではないかと感じている。

○伊 藤 委 員 立場上、商工業者や飲食店も含めて支援するということもあるが、先ほど齊藤委員も仰っていたが、国の動向というのが全くわからない状況で、この条例の中にも国、事業者等の取組の進展等を勘案し必要な措置を講ずると書かれている。それを見ると、国の動きは現状なし、事業者については齊藤委員が盛んに話されるように厳しい状況だということであれば、国の動きには従うよという飲食店さんの声もあるようなので、年限をどうするかというのはなかなか難しいところある。国の動きを見て経過措置を講じていくということにするのもひとつかなと思う。

また、年限について5年と仰ったが、コロナはざっくり言って3年ちょっとのところもあり、それプラス前回も話したが大雨被害もある。それにかなりの資金を投入しているところである。コロナ禍から回復しつつはあるが、まだ回復したとは言えない状況でゼロゼロ融資の返済が始まって、さらにもう1年延ばして欲しいなどそうした交渉も始まっている事業者もいるように伺っている。そうしたところを見ると、3年から5年というのが妥当なところ。ただし、1度5年の措置が経過するため、さらに5年となるとやはりそこはどうかと私も思う。ただし、その5年の間に、例えば今、東京の方では運営に対する助成金などがあるようなのでそうしたものを創設していくなど、様々な支援をしながらこの5年の間に対応していただくという取組は今後必要になってくると思う。

○小 松 委 員 コロナも影響があったと思うが、5年さらに延長しても、店舗面積を理由にしているところなどは、恐らく5年経っても10年経っても変わらない。仮に、5年延長した際にどれぐらいの店舗が賛同できるようになるものなのか。例えば、もう5年経っても今の時点で50%くらい対応できない店が40%くらいになるだけなのか。それがどれぐらいの違いがあるのか、想像がつかないことなので、どれぐらいがどれぐらいになるのかという具体的なものは分かるか。

○三 浦 委 員 長 コロナだが、我々は早く終息宣言を出して、街に繰り出してみんなでお祝いしたいぐらいだ。我々も外食、飲食店にお酒を飲みに出かけるのは飲食店業界にとっては非常にサポートになると思う。そういう意識が全然な

いわけでないが、どうしてもたばこが吸える店だとちょっと困るという意見がどうしても医療関係者の中にはある。むしろ、この状況から立ち直ることも含め、条例の方から後押しする。県にはその代わり、飲食店関係に格別な支援をお願いしたいということを付け加えた上で、3年ぐらいでいかがか。1年、2年ではちょっと心許ないだろう。5年だと余りにも長く、私の感覚ではこの条例ができたときの振り出しになる。早くこの成果を見届けたいという気持ちでいる。

○佐々木委員 5年延長しているため私も3年だと思う。ただ3年延ばすだけでは、恐らく3年後もまた同じ議論になっていることが予測される。したがって、（飲食業界としても）計画を立ててきちんと対応していくことが大事だと思う。

○三浦委員長 大体皆さんの意見は出たと思う。これは必ずこうでなければいけないという結論を出すような委員会ではないので、相反する意見もあるが、両論併記ということでこの委員会からの意見ということも可能なようなので、そういうことでよろしいか。
意見としては、3年や5年と出たが、経過措置に関して今回は認めてもよろしいのではないか。委員会の意見としていかがか。

○三森委員 やはり3年にしろ5年にしろ、延ばすからにはその理由が必要だと思う。例えば、コロナ禍を理由にするのであれば、やはり3年が妥当なところではないかと私は思う。

○三浦委員長 3年の意見が多いか。3年にしましょうと言っているのではなく、そうした意見が多かったということを書いていただきたい。この件に関しては、経過措置の延長を認めたい、両論併記ということよろしいか。

（議事（2）協議のうち、受動喫煙防止対策について、意見交換を行った。）

○三浦委員長 受動喫煙というのは非常に不思議なもので、昨年国立がん研究センターから出たデータに、たばこを吸わない方は、受動喫煙、要するに人のたばこの煙にさらされることだが、不快に思うという方が70.4%。これは妥当だと思うが、たばこを吸う方も実は不快に思う方が36%いる。要するに、

自分の煙は良いが人の煙は嫌だ。自分が吸って気持ちが良い時に、他の人の煙を浴びたくない。そうした様々な心理があるのだろうと思う。これは非常に複雑なものがある。ただし、我々としては、受動喫煙ゼロを標榜しているため、それに近づくためには受動喫煙の発生源である方たちに、マナーを守ってもらうだけではなかなか問題が解決しない。

○伊 藤 委 員 一定数たばこを吸う人がいて、当然吸わない人もいる。そうした人たちが吸える場所、施設を建てることもひとつである。この場所にあると伝えるのもひとつだろう。そうしたことで、たばこを吸う施設や場所には吸わない人は当然行かないので受動喫煙にならないだろう。吸える場所はどこで、吸える場所はこちらの方にあるなど、そうしたものが必要になると思う。たばこを吸っている人はこちらというように、喫煙と区別することが必要だろう。

○齊 藤 委 員 私も全く同じ意見だ。喫煙する方には、喫煙する場所を提供するのが一番良いのではないかと思う。喫煙所があれば、たばこが嫌いな人はそこを通らないから、それが一番良いのではないか。その代わり、単純に衝立のような、上に煙が上がって漏れていくような、そのような喫煙所を作られると困る。今なら煙が漏れない喫煙所が結構地方にできている。そうしたものを県で見てもらい作ってもらう。吸う方はそこで吸って迷惑はかからない。吸わない方にはここに喫煙所があるとわかると、そこを避けて通ると思う。そうしたものを市内に何 10 ヶ所、何ヶ所と明示して作り、地図化してウェブに掲載する。そうしたものを公然と発表することによって、たばこが嫌いな人はそこを通らなくなるのではないか。一番はやはり吸える場所を造成してもらうことだ。飲食店も以前、私有地に灰皿を置いたりしたことがあった。やはりそこに人が集まることから、もうこれは駄目だということで分散した。小さいところに、1 ヶ所個人の私有地にお願いして、灰皿を次々と置いていったら、皆そこに分散するようになった。道路などもきりが無い。環境の美化の問題で物が多くなる。町内の方に分散して、灰皿を置いてあるところの方には申し訳ないが、灰皿掃除だけはお願いする。少し細かい対応になるがそうしたこともお願いしたい。

○小 松 委 員 受動喫煙の問題とマナーの問題と、他にも幾つか論点がある。受動喫煙を減らすためには、そもそも喫煙者を減らすことが根本的なことと思う。そうすると、喫煙スペースを設置することが喫煙者を減らすことになるの

か。分煙や喫煙スペースなどの取組もあるが、これからの時代、果たしてそこに向かうのかどうか。以前に比べて、未成年で喫煙を始めることが少なくなっている印象である。たばこも買いづらくなっていることもひとつの理由だと思う。世の中的には、たばこによって得られる経済的なこともあるかもしれないが、たばこを買いづらいような状況になっていくことも見据えて、喫煙スペース設置というものがこれからの時代にどうなのかという点は考える必要があると思う。また、その場で受動喫煙を受けなくても、ヘビースモーカーの人の近くにいると、間接的な臭いや、前回話題にも上がりましたがホテルなどで空間に、染みついた臭いによる影響なども考えていかないといけないのかなとも思う。

○佐々木委員 教育機関にいるため、生徒や学生等に対しての受動喫煙や喫煙の害などそうしたことについての教育というのはしっかりと行われている。若者たちの認知度は高くなっていると思う。一定の効果が現れていると思うと、この対策は現状を引き続き継続していけば良いと思う。教育の現場でも、教員がたばこを吸う、職員がたばこを吸うなどそうしたことで喫煙所を設けていたが、今はすべて撤去されている。将来的には、全体がそのようになっていくのかなと私は思っている。

○齊藤委員 秋田県は健康寿命日本一を目指しているが、滋賀県や長野県は今、高齢者の就業率が全国1位であり、野菜摂取量も全国1位だ。そのどちらの県も受動喫煙防止に関する条例は制定されていない。やはり健康長寿という元気で長生きするということは、また違う取り組み方も必要ではないかと私は思う。たばこに、健康寿命日本一を目指すということと関係性がないとは言わないが、こうしたデータもあることから少し違う問題もあるのではないかと思う。

○三浦委員長 寿命に関しては、前回少し紹介させてもらったが、滋賀県の平均寿命が伸びて1位になった時のこと。それを始めるに当たり、喫煙率も肺がん死亡率も高かったことから、10年間でだったか、喫煙率を半分にすると言った。その目標がかなり近いところまでいったため、条例ではなく、そうした運動を県全体で行った。そのおかげで、肺がんの死亡率がぐっと減って、喫煙率も本当に半分近くになって、平均寿命が日本一長くなった。そうした事例がある。あのようであればと思いつつ、我々はたばこ対策をするのであれば、国の健康増進法もあり、秋田県は受動喫煙防止条例でその後

押しをして独自のものを行う。他の県と同じことをしていると、いつまでもビリから抜け出せない。これは以前、青年会議所の方から言われたことだが、同じことをやっていてはいけないのではないか。そうした思いで今までやってきている。

様々なご意見がある中で、喫煙できる場所の確保というご意見があった。受動喫煙の影響がないような場所を確保できないか。そうした提案になったのだと思う。私としてはもしも、この秋田県受動喫煙防止条例に付け加えることがあるとすれば、東京都の子どもを受動喫煙から守る条例、あのよう形で、特別少子高齢化が激しい土地柄であることからこそ、子どもは宝であり、妊婦さんも守らなければならない。そうしたところを徹底していければと考えていた。来年の５年経過の段階で、そうしたところまで踏み込むことにはならないかもしれないが、機会を見て発言させていただいた。

他によろしいか。

それでは、県には委員の皆様からの意見を参考にしてもらい、県民が健康的な生活を送れるよう、望まない受動喫煙のない生活環境の実現に向けて取り組みを推進していただきたいと思います。

以上